

水道事業の適正な料金収入について

【 目 次 】

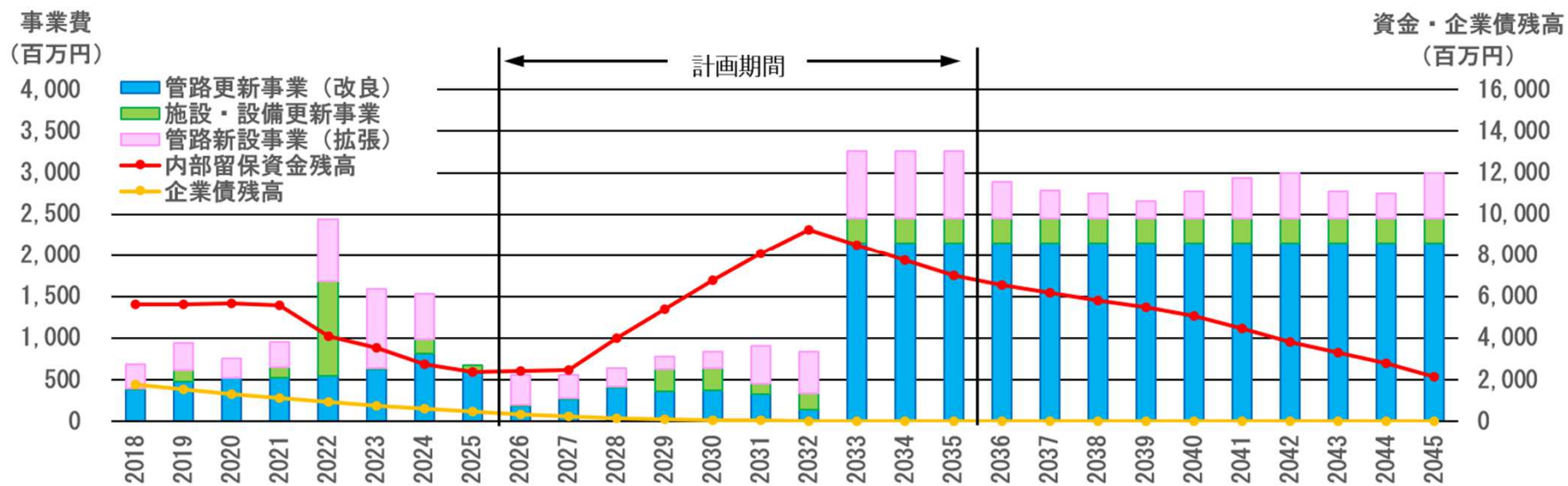
1. 「水道料金算定要領」による適正な水道料金の算出
2. 水道料金改定率の検討

1. 「水道料金算定要領」による適正な水道料金の算出

1.1 前回のおさらい（水道事業ビジョン・経営戦略）

○更新基準年を超えた管路の増加を抑制するためには、管路更新率を現行の約0.5%から
1.0%まで上げる必要があります。

○震災等の発生後、通常業務に戻るまでに必要な経費として**20億円程度確保**します。



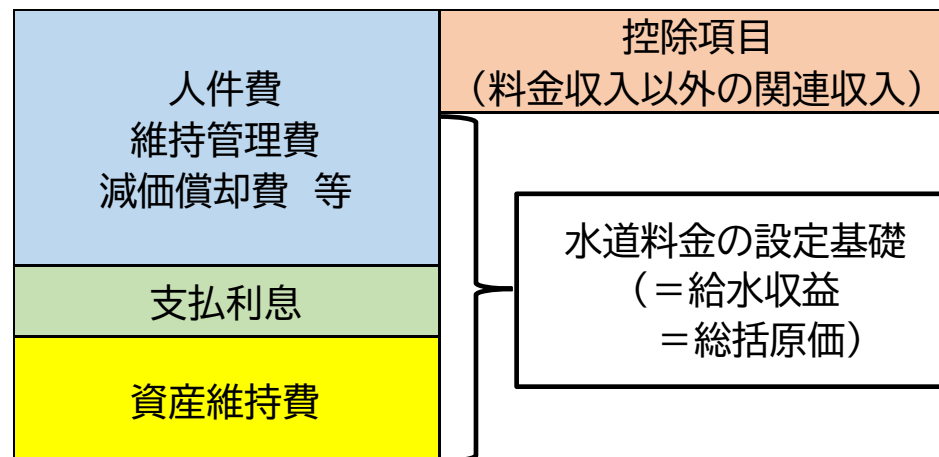
今回の審議会では、上記の目標を達成するための適正な水道料金を検討します。

1. 「水道料金算定要領」による適正な水道料金の算出

1.2 「水道料金算定要領」について

日本水道協会が作成した「水道料金算定要領(令和7年2月改正)」をもとに、小牧市水道事業の適正な水道料金を計算します。

- 水道料金算定要領では、水道料金で賄うべき経費(水道料金の設定基礎)として人件費や維持管理費や減価償却費等、支払利息に加えて「**資産維持費**」を計上するものとしています。
- 「**資産維持費**」とは、水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額で、対象となる資産額の3%が標準とされていますが、**各事業体の中長期計画に基づき、必要な資産維持費を算出するもの**とされています。

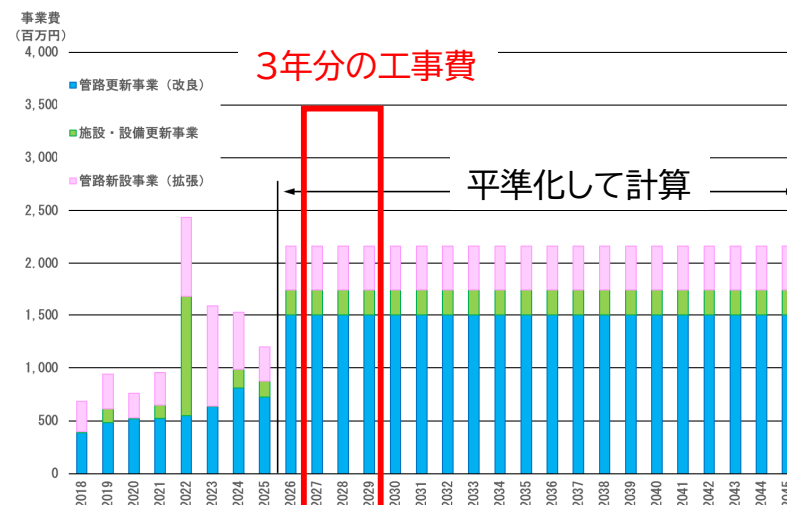
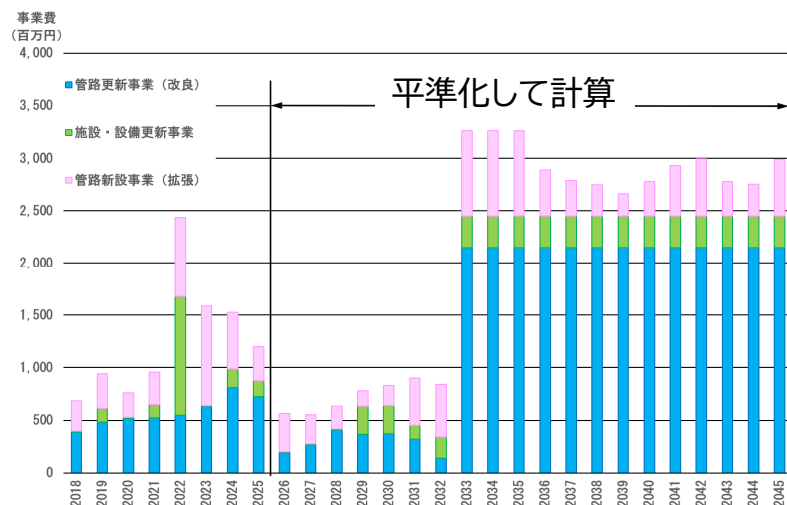


1. 「水道料金算定要領」による適正な水道料金の算出

1.3 「資産維持費」の計算方法

資産維持費とは更新の原資として計上すべき経費ですが、小牧市水道事業では水道事業ビジョン・経営戦略で令和27年度までの更新費用を算出しているのので、こちらをもとに資産維持費を算出します。

- 水道事業ビジョン・経営戦略では2032(令和14)年度までは工事費を抑制し、2033(令和15)年度から管路更新率1.0%に向けた工事を実施することとしています。この計画をそのまま使用して資産維持費を計算すると、2033(令和15)年度から急激に資産維持費が上がる形になります。
- そこで、資産維持費の算出に当たっては、**2026(令和8)年度から2045(令和27)年度までの工事費(545億円)を平均化して実施するものと仮定して**、工事費用から減価償却費等を除いたものを資産維持費として計上するものとします。



1. 「水道料金算定要領」による適正な水道料金の算出

1.4 適正な水道料金の計算

- 算定要領では、料金算定期間を算定時から概ね3年から5年を基準としています。
- 世界情勢が不安定なことなどにより近年は水道事業の経営状況も急激に大きく変化することから料金改定の算定期間を令和9年度～令和11年度までの3年間とします。
- 算定要領に従い、3年間のそれぞれの経費から「水道料金の設定基礎」を計算し、3年分の予定有収水量で割ることで適正な供給単価を算出します。

人件費・維持管理費等 81.4億円	支払利息 0.1億円	資産維持費 44.4億円
控除項目 5.9億円	水道料金の設定基礎 120.0億円	

$$\begin{array}{ccccc} \text{水道料金の設定基礎} & & \text{予定有収水量(R9～R11)} & & \text{供給単価} \\ 120.0\text{億円} & \div & 5,381\text{万m}^3 & \div & 223.07\text{円/m}^3 \end{array}$$

※上記の数字は端数を省略して記載しているので、計算が合わない部分があります。

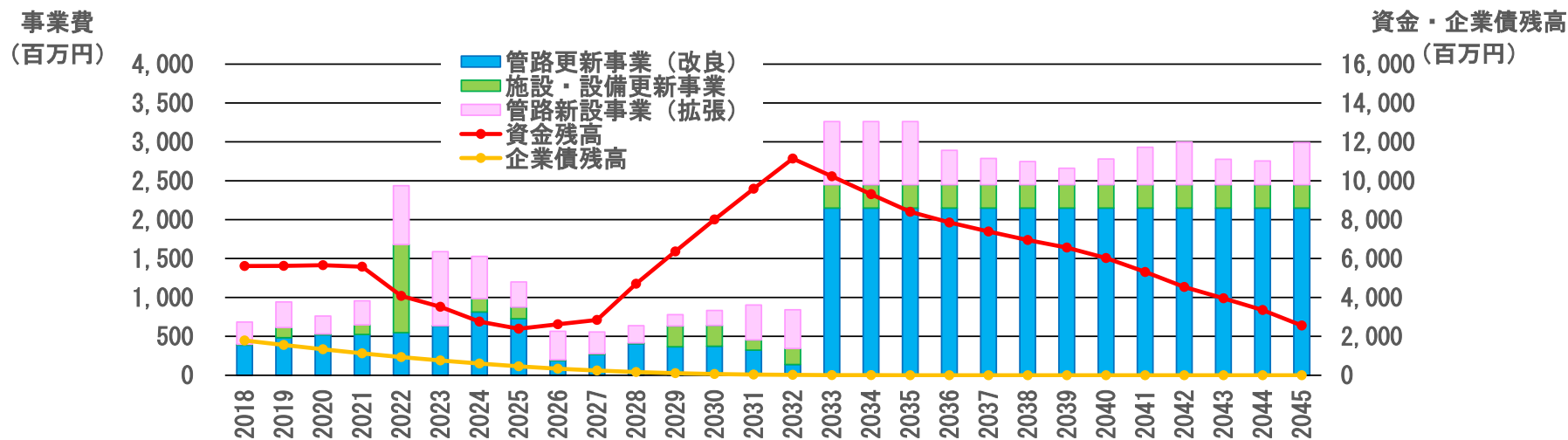
1. 「水道料金算定要領」による適正な水道料金の算出

1.5 水道料金の改定率

算定要領をもとに算出した供給単価を令和7年度決算の供給単価の見込みと比較すると、水道料金の改定率は75%になります。

$$\begin{array}{lcl} \text{算出した供給単価} & \text{R7供給単価(見込み)} & \\ 223.07\text{円/m}^3 & \div & 127.04\text{円/m}^3 \quad \div \quad 1.756 \end{array} \rightarrow \boxed{\text{改定率 } 75.6\%}$$

◎2045(令和27)年度までの20年間で管路更新率平均1.0%を達成しつつ、資金残高20億円以上を確保するには、改定率75.6%の料金改定が必要です。



2. 水道料金改定率の検討

2.1 改定回数による改定率の比較

経営目標を達成するため、算定期間(改定間隔)を3年間として、改定回数を変えた場合の改定率を確認し、比較します。

下記の表のとおり、改定回数を増やすほど、合計の改定率は上昇します。

	1回目	2回目	3回目	4回目	合計
改定1回	75.6%	—	—	—	75.6%
改定2回	35.1%	35.1%	—	—	82.5%
改定3回	24.4%	24.4%	24.4%	—	92.5%
改定4回	19.8%	19.8%	19.8%	19.8%	106.0%

2. 水道料金改定率の検討

2.2 改定回数と改定率の比較

2.1より改定回数を増やすと総額として市民の負担が増え、財政計画からも早期の工事費等の財源を確保したいことから、**今回の改定を1回か2回とし、改定回数及び1回目の改定率を検討**します。

- 目標達成までの改定回数を2回とした場合に、1回目の改定率を5%刻みにして6ページの改定率と比較した資料が右表です。
- 2回目の改定率が1回目より下がる40%を上限としています。
- **2回目の改定率は目安であり、今後の財政状況により変動することが想定されます。**
- 世界情勢の変化や物価変動により財政状況が変わることが予想されるので、**75.6%の改定を実施した場合でも、3年後に水道料金を検証し、必要に応じて見直します。**

1回目	2回目	合計
75.6%	—	75.6%
40%	29.6%	81.4%
35%	35.2%	82.5%
30%	41.2%	83.6%
25%	47.7%	84.6%

水道法施行規則の改定により、**水道料金は3年から5年ごとの適正な時期に見直しを行うこと**とされたことから、2回目の改定後は、定期的に水道料金を検証し、必要に応じて見直しをする必要があります。

2. 水道料金改定率の検討

2.3 料金改定の市民への影響

- 水道料金は2か月に1回、検針し、2か月分をまとめて請求します。
- 1か月当たりの使用水量が約10m³または約20m³である契約者が多いことから、一般家庭として2か月当たりの使用水量が20m³、40m³のところの改定後の水道料金を比較します。
- 下表は現在の支払額に改定率をかけた概算ですが、**実際には使用水量により増加率が増減します。**

《 一般家庭の料金改定の影響（口径：13mm、2か月、消費税込み） 》

	改定前	改定1回目			改定2回目			増加額計
	支払額	改定率	増加額	支払額	改定率	増加額	支払額	
20m ³	2,145 円	75.6%	1,622 円	3,767 円		0 円	3,767 円	1,622 円
		40%	858 円	3,003 円	29.6%	889 円	3,892 円	1,747 円
		35%	751 円	2,896 円	35.2%	1,019 円	3,915 円	1,770 円
		30%	644 円	2,789 円	41.2%	1,149 円	3,938 円	1,793 円
		25%	536 円	2,681 円	47.7%	1,279 円	3,960 円	1,815 円
	改定前	改定1回目			改定2回目			増加額計
	支払額	改定率	増加額	支払額	改定率	増加額	支払額	
40m ³	3,795 円	75.6%	2,869 円	6,664 円		0 円	6,664 円	2,869 円
		40%	1,518 円	5,313 円	29.6%	1,573 円	6,886 円	3,091 円
		35%	1,328 円	5,123 円	35.2%	1,803 円	6,926 円	3,131 円
		30%	1,139 円	4,934 円	41.2%	2,033 円	6,967 円	3,172 円
		25%	949 円	4,744 円	47.7%	2,263 円	7,007 円	3,212 円

2. 水道料金改定率の検討

2.4 改定率の抑制について

材料費の高騰等により、急激に財政状況が悪化していることから、改定率の抑制する方策を検討します。抑制策の実施により2回目以降の改定率は現在のシミュレーションによる改定率から変動する可能性があります。

①国庫補助金の活用

- ・これまでは国庫補助金の対象から外れていましたが、条件が緩和されて補助金を要望できるようになりました。
- ・令和9年度の事業について、新たに国庫補助金に採択されるよう、要望しています。
- ・今後も積極的に国庫補助金を活用していきます。

②企業債の活用

- ・令和17年度末には企業債残高がゼロになる見込みです。
- ・施設整備計画において、単年度に多大な工事費が必要な場合に企業債を検討します。
- ・企業債は将来に負担を先送りすることになるので、活用は慎重に検討します。

③支出計画の見直し

- ・ストックマネジメントにより、長期的な視点で施設整備計画を見直して支出額の抑制を検討します。